

輪島市監査公表第 35 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月22日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年11月9日（金） 健康推進課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- こころの相談事業については、思春期の子どもに対しては精神対話士と連携し、「こころの授業」を開催し、壮年期の方に対してはうつスクリーニングを行うなど、対象者や方法を工夫して事業に取り組んでいる。また今年度からは自殺予防ゲートキーパー（門番）の人材育成に努めている。今後も心の健康問題に対する正しい知識の普及・啓発に努め、必要に応じて危機介入を行い、自殺死亡率の減少につながるよう取り組んでいただきたい。
- おたっしゃコール事業については、社会福祉協議会と連携し一人暮らしの高齢者に対し電話訪問等を実施しているとのことである。高齢者の見守り体制強化を図り、高齢者が安心して生活し社会に参加できるよう支援していただきたい。
- 母子保健事業、市民の健康増進、高齢者の介護・生活支援、地域包括支援等事業内容は多岐にわたるが、均衡のとれた職員の勤務体制・職員の健康管理に配慮し、関係機関との連携を図り、心身の健康増進・疾病の早期発見のため、各検診の受診率アップに向け努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

なし